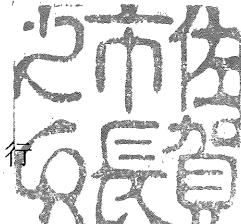


## 諮詢書

佐市三診第 3 号  
平成 24 年 10 月 24 日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 質問事項

監視カメラの設置に伴い、個人情報を本人以外から収集することの可否について

#### 2. 質問理由

三瀬診療所における防犯や急患対応を目的とし、昼休み休憩中に待合室に出入りする者を職員休憩室で確認するため、監視カメラを設置する。

#### 3. 所管課

三瀬支所三瀬診療所

#### 4. 設置時期

平成 14 年 4 月 1 日

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所及び設置台数

- ・診療所内の待合室に監視カメラ 1 台を設置する。
- ・診療所内の職員休憩室にモニター 1 台を設置する。

##### (2) 撮影時間帯

- ・監視カメラは常時稼動・撮影し、記録は行わない。
- ・モニターは昼休み時間中のみ稼動する。

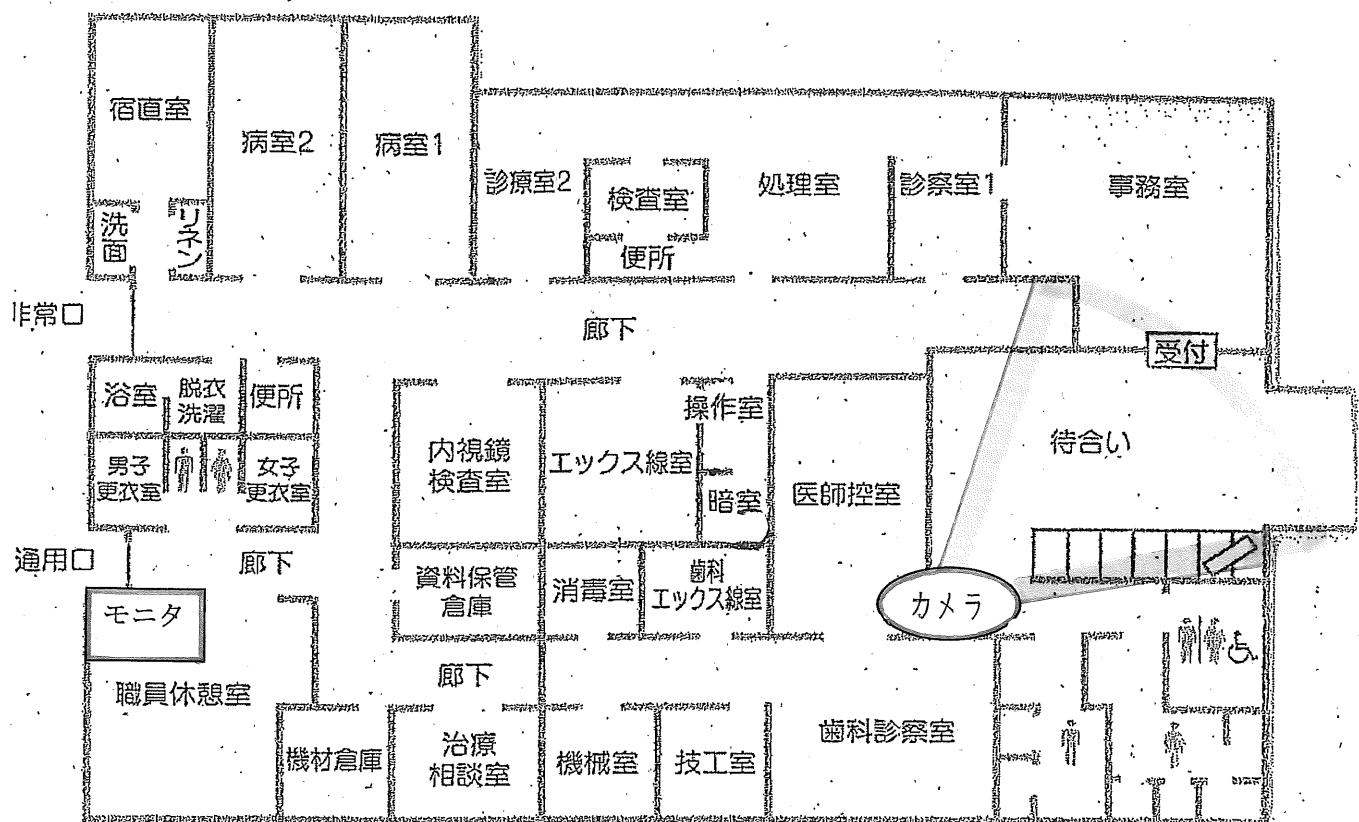
##### (3) 掲示

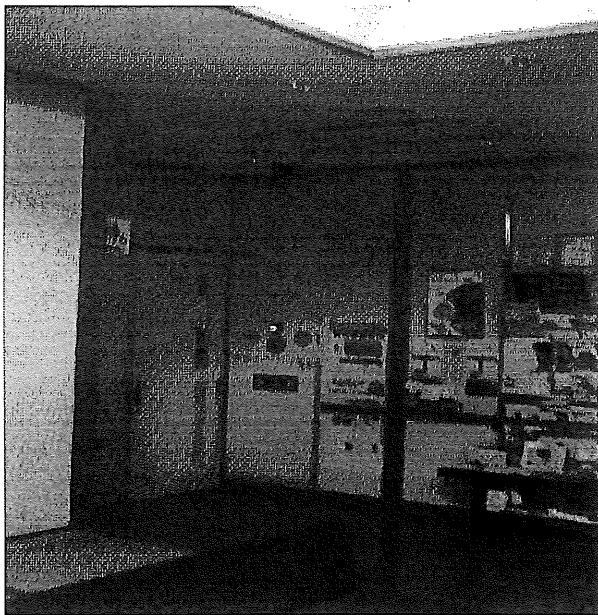
待合室内に「監視カメラ作動中」と明記した表示板を掲示する。

#### 6. 監視カメラの取り扱い

監視カメラを適正に取り扱うため、「三瀬診療所監視カメラ運用基準」を定める。

【別紙】三瀬診療所監視カメラ図面





## 三瀬診療所監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所（以下「診療所」という。）において、防犯及び急患対応を目的として待合室内に設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）について、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、診療所内の待合室に設置する。

- 2 監視カメラは常時稼動して画像を撮影する。
- 3 監視カメラで撮影した画像の記録は行わない。
- 4 監視カメラを設置する場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、三瀬診療所事務長とする。
- 3 取扱者は、三瀬診療所職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附則

この基準は、平成24年10月22日から実施する。